

# 令和4年度前期選抜募集要項

## 福島県立猪苗代高等学校

〒969-3111 福島県耶麻郡猪苗代町字窪南3664

TEL 0242-62-3125 FAX 0242-63-0650

### 1 募集定員

課程	学科	募集定員	備考
全日制	普通科	40名	特色選抜では20名程度まで募集する。 一般選抜は、募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

### 2 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

なお、通学区域は「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(1) 高等学校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）。

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(ア) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(イ) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者

(エ) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(オ) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

### 3 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 4 併願の取扱い

本校に出願する者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

#### 5 出願期間

令和4年2月3日（木）から2月8日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・簡易書留とし、404円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年2月8日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

#### 6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) (1)以外の者については、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。（不明な点は、直接本校にお問い合わせください。）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

#### 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合は提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、巻封の上、本校校長あて親送とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。  
郵送の場合には、2月16日（水）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 県外等からの出願

「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。（不明な点は、直接本校にお問い合わせください。）

## 9 願書受付

出願書類を提出した者には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書について写しをとっておく。

## 10 出願先変更

令和4年2月9日（水）から2月14日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、受付最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校から他の高等学校へ出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出し、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書の交付を受ける。
- (2) 他の高等学校から本校へ出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- (5) 他の高等学校へ出願先を変更した場合、すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に

提出する。その際、受験票を返還すること。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）並びに作文（以下「特色検査」という。）の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

#### ○特色選抜において志願してほしい生徒像

本校では、「英知・忍耐・勤労」の校訓のもと、地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、地域と協働し一人一人の進路目標に応じたきめ細やかな教育を行っており、本校及び地域の活性化に向けて次の①または②にあてはまる生徒を求めている。

- ① 地域創生に強い関心を持ち、主体性を持って地域の人々と連携及び協働しながら探究的な学び（地域探究学習）に取り組もうとする意志のある者。
- ② スキー競技（アルペン・クロスカントリー等）に積極的に取り組んだ実績があり、本校入学後もその活動を継続し各種大会に出場して、上位入賞しようとする強い意志のある者。

#### ① 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由、高校生活の目標及び自己PRについて本人が記入する。

#### ② 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

#### ③ 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語　　社会　　数学　　理科　　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

#### ④ 特色面接

個人面接を実施する。

面接では、本校で学ぶ目的意識・意欲・態度や受験者が自らの考えをまとめ、適切に伝える表現力をみる。面接については点数化し50点満点とする。

#### ⑤ 特色検査

作文を実施する。

本校が指定するテーマに関して、自らの思いをまとめる文章表現力を問う。作文については点数化し50点満点とする。

## (2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

### ① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語　　社会　　数学　　理科　　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

### ② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

### ③ 一般面接

個人面接を実施する。

面接では、本校で学ぶ目的意識や中学校における活動状況等について確認する。面接については点数化し100点満点とする。

## 13 学力検査・特色検査・特色面接・一般面接の日時及び日程等

### (1) 学力検査

① 日時・日程 令和4年3月3日（木）午前9時～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

② 会場 本校

③ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分

④ 持ち物 受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器の機能を有する定規を含む）は使用できない。）

⑤ 注意事項 計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器、検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については持ち込まないこと。

⑥ その他 3月3日の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

(2) 特色検査及び特色面接

① 日時・日程 令和4年3月4日（金）

○特色検査(作文) 9:00～9:50（50分）

○特色面接 10:10～

※ 一人20分程度の面接を順次実施します。

② 会場 本校

③ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分

④ 持ち物 受験票、上書き、筆記用具

(3) 一般面接

① 日時・日程 令和4年3月5日（土）

○一般面接 9:00～

※ 一人15分程度の面接を順次実施します。

ただし、特色面接を実施した生徒については除く。

② 会場 本校

③ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分

④ 持ち物 受験票、上書き

※ (2)、(3)の検査時間等は出願後に中学校等を通じてお知らせします。

## 14 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。なお、追検査受験の手続きは、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

追検査は、特色選抜・一般選抜で実施し、学力検査及び特色検査・特色面接並びに一般面接について可能な限り実施する。

(1) 日時 令和4年3月9日（水）午前9時から

① 学力検査

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休 (15分)	社会 (50分)	

② 特色検査・特色面接・一般面接

※ 検査時間等は中学校等を通じてお知らせします。

- ③ 会 場 本 校
- ④ 受 付 時 間 午前8時00分から午前8時30分
- ⑤ 持 ち 物 受験票、上書き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器の機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- ⑥ 注 意 事 項 計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器、検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については持ち込まないこと。
- ⑦ そ の 他 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査を別に設定する。

## 15 合格者発表

- (1) 令和4年3月14日（月）正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 16 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。